

## 板橋区家賃等債務保証支援事業実施要綱

(平成17年2月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区民、民間事業者及び板橋区（以下「区」という。）の連携と協働により区内に居住する高齢者等に対し、民間賃貸住宅への入居を支援する制度を整備し、もって高齢者等の居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者等 高齢者、障がい者世帯、子育て世帯、被災者及び低額所得者世帯をいう。

(2) 高齢者 60歳以上の者をいう。

(3) 障がい者世帯

下記のアからウのいずれかに該当する者及びその者を含む世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体上の障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までの者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級から3級までの者

ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民精発第58号副知事決定）第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で、知的障がいの程度が同要綱別表1の1度から4度の者

(4) 子育て世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養義務のある子が同居する世帯をいう。

(5) 被災者 地震、風水害、火災等により現に居住している住宅が被災した者をいう。

(6) 低額所得者世帯 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項第1号に規定する者のみで構成する世帯で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第1条に定める算定方法による収入が同規則第2条で定める金額（15万8千円）を超えない世帯をいう。

(7) 利用者 民間賃貸住宅の賃借人で、保証会社との間で保証委託契約を結んだ高齢者等をいう。

(8) 保証会社 区と協定を締結した金銭保証事業等を実施する民間事業者をいう。

(9) 金銭保証事業等 高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を目的として、別表第1に定める基準に従って賃借人の負担金を運用することにより、滞納家賃等を代位弁済等する事業をいう。

(10) 家賃等 家賃、共益費及びその他固定費をいう。

(制度の実施内容等)

第3条 この要綱に定める板橋区家賃等債務保証支援事業は、保証会社を通して実施する。

2 利用者が保証会社との間で保証委託契約を締結する際に要する費用は、別表第1に定める基準に従い、当該利用者に負担させるものとする。

(利用者の要件)

第4条 この要綱による支援を受けることができる利用者は、次の各号に該当する者であることを要件とする。

(1) 板橋区内に居住している高齢者等であること。

(2) 区内の民間賃貸住宅に転居し、又は継続して居住すること。

(3) 緊急連絡先があること。

(保証会社の選定)

第5条 区長は、別表第2に定める基準に従って金銭保証事業等を実施する保証会社を選定するものとする。

(協定)

第6条 区長は、制度の事務を円滑に取り扱うために、前条の規定により選定した保証会社と協定を締結する。

2 前項の協定の有効期間は、利用者が保証会社と結ぶ保証委託契約が消滅するまでとする。

(区の保証会社に対する補償及び補助)

第7条 区は、この要綱に定める板橋区家賃等債務保証支援事業の実施において、保証会社に対し、金銭に関する補償及び補助は行わないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に関し必要な事項は、主管部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 金銭保証事業等基準

#### 1 保証の内容及び限度

- (1) 滞納家賃等については、月額<sup>2</sup>の24か月分相当額
- (2) 住宅退去時の残置家財等の撤去に要する費用については、実費分相当額
- (3) 住宅退去時の原状回復に要する費用については、保証会社の承認に基づく額
- (4) 訴訟等法的手続に要する費用については、弁護士費用及び法的手続に要した費用の実費分相当額

#### 2 保証期間

2年以上とする。

#### 3 第3条第2項の規定により利用者に負担させる費用

1か月分の家賃等の100分の50以内とする。

#### 4 債権譲渡等の禁止

当該事業に係る債権の譲渡及び取立委任を禁止する。

#### 別表第2（第5条関係）

##### 板橋区家賃等債務保証支援事業者選定基準

以下の要件に該当する者を選定する。

- (1) 本要綱第1条の目的について理解と協力を得られること。
- (2) 金銭保証事業等に実績があること。
- (3) 別表第1に定める金銭保証事業等基準以上の保証内容を提案できること。
- (4) 保証会社になろうとする者の信用等に問題がないこと。
- (5) 安定してこの要綱で行う保証事業が継続できること。